

第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

○日 時 平成25年11月1日（金）午後1時25分から午後3時15分

○会 場 栃木市役所 2階 第2委員会室

○出席者 委 員 小林委員長、飯島委員、児玉委員、諏訪委員

事務局 総務部長

契約検査課長

契約検査課主幹兼契約チームリーダー

契約検査課担当職員6名

○会議の概要

（1）入札契約手続の運用状況等についての報告

- ・平成25年2月1日～25年3月31日までの発注工事について資料に基づき説明

総契約件数 13件 【内訳】本庁10件（落札率95.51%）

大平総合支所1件（落札率88.16%）

藤岡総合支所1件（落札率95.17%）

都賀総合支所0件（落札率—%）

西方総合支所1件（落札率94.29%）

【方式別】一般競争入札8件（落札率95.15%）

指名競争入札5件（落札率93.37%）

- ・平成25年4月1日～25年9月30日までの発注工事について資料に基づき説明

総契約件数 161件 【内訳】本庁161件（落札率93.51%）

【方式別】一般競争入札122件（落札率93.78%）

指名競争入札39件（落札率93.23%）

- ・指名停止の運用状況 6件

- ・談合情報対応状況 1件

委員長： 指名停止の運用状況について、民間調達だと入札をしないで特定の業者に部品を注文することがあるが、これは何が悪いのか。

事務局： 指名停止の理由は、独占禁止法3条不当な取引制限ということで、民間調達ではあるが、市の指名停止基準の独禁法違反に該当ということになる。

委 員： 自動車メーカーが発注した部品等に対して、製作する側の業者が結託して値段を取り決めたことが独占禁止法違反の対象になっているということとは違うのか。

委員長： 業者側が談合をしたということか。民間の談合ということで排除措置命令か。

委員： 談合情報の件であるが、結果として問題ないという結論を出されて対処されたということだが、実際の落札者と談合情報は一致していたか。

事務局： 情報と落札業者は一致していた。談合情報対応マニュアルがあり、本委員会で説明していると思うが、その中の情報の信ぴょう性の判断基準に照らし合わせて、対応を行ったという結果である。これについては、談合に関する情報が寄せられて尚且つその結果が情報と一致した場合に、対応マニュアル通りの対応でよいのかという指摘もあり、今年6月にマニュアルの見直しを行い、仮に情報が信ぴょう性がないものと判断された場合であっても、結果として落札者が情報と一致した場合には事実確認の調査を実施するという対応の改善を行ったところである。

(2) 抽出事案についての審議

委員長： 事案をあらかじめ抽出して頂いた。抽出した理由を説明願う。

委員： 一般競争入札の2件は、格付けなしの工事であり入札参加業者数が2社かつ落札が高かったものと、工事金額が大きく特定建設企業体の入札の案件を抽出した。指名競争入札の2件は、失格1社、辞退1社と記載があったものと、落札率が低くかつくじ引きにより落札者が決まったものを抽出した。

委員長： 4件あるが1件ずつ説明していただいた後に質問等をする形で進めさせていただく。事務局より説明を願う。

事務局： 抽出事案の1を説明書に沿って説明する。

～資料に基づき、【抽出事案1】移動系防災行政無線拡張整備工事の工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、入札参加業者数、落札金額、入札の経緯及び結果について説明～

委員長： 質問があれば伺う。

委員： 応札可能業者数が62社で、応札者が2社であったが、参加業者が少なかった理由はあるか。

事務局： この電気通信や機械器具設置の業種については応札者数が少ない状況である。これらの業種の中には様々な工種があり、その中でも業者によっては得手不得手の部分がある。今回の工事は、工種の幅の割には専門とする業者が少なかったと推察する。また、今までも参加者が少ないことから、多くの業者が参加できるような要件を設定した上で入札をしているのが現状である。

委員： 予定価格の設定方法に問題があって、参加しづらいということはないのか。

事務局： 土木工事や建築工事、この電気通信においても予定価格は同等の設定をしてい

る。また、予定価格と低入札調査基準価格については事前公表をしている。

委員： 電気通信工事は、地域要件がないから見た目上、参加可能業者が多いが、実際には手をあげてくるところが少ない。入札が低調な印象を受ける。

委員： 62社は、地域としては市内だけか。

事務局： 電気通信では地域要件は定めていない。参加申請を本市に提出している業者が応札可能ということである。

委員： 資料15頁に工事種別が電気通信というものが2つ並んでいる。参加業者が3社のものはこの審議事案であるが、もう一つは参加業者が7社であり、ある程度の数の業者が参加している。電気通信といっても工事内容が幅広いと思うので、一概にこちらが少なく他方が多いとは言えないが、比べて少なかった原因は、何か思い当たるか。

事務局： 参加資格要件と格付けの欄をご覧くださいと、どちらも格付けをしていない。総合点数を要件としているが、この工事は総合点数が750点、他方は600点で、総合点数が低いことから他方は参加業者が増えたのではないかと推察する。

委員長： 入札公告はどのようにしているか。

事務局： 市のホームページと業界紙に載せている。

委員長： 応札可能業数と応札者数を見ると、必要業者数の8社以上という要件をみたすことに苦労しておられて、地域要件を外して62社が可能であるということまでこれをクリアしている。それにも関わらず62社全部がこの公告を見たとは限らない。建築工事、土木工事一般のような案件だと、地域要件で絞っても、ホームページで大体の業者はチェックしているが、このような特殊なものになると常時見張っているとは限らない。何か公告について情報発信の方法を、特に苦労された案件に関して、62社と特定しているなら62社知らせるようなことをできないか。そういう事自体がルールに引っかかるのか。そういう意見もあるということで検討をお願いします。

委員長： その他いかがか。委員の皆様方ご了解いただいたということでもよろしいか。2番目の案件の説明を願う。

事務局： 抽出事案の2を説明する。

～資料に基づき、【抽出事案2】大平学校給食センター新築機械設備工事の工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、入札参加業者数、落札金額、入札の経緯及び結果について説明～

委員長： 質問はあるか。

委員： 応札者名の2番だが、無効・入札資格無しとは具体的にどのようなことか。

事務局： 同日に給食センターの建築工事を発注した。2番の企業体は、本来建築工事に入札すべきところ、誤ってこの機械設備工事に入札をしたということで、機械設備の資格がないということから無効という対応をしたものである。

委員： 建築工事にも入札できなかったのか。

事務局： 建築工事は資格がある。

委員： 両方に出したということか。

事務局： その通り。

委員： 確認だが、関連工事は資料1の13頁目にある57番、58番の新築建築工事と機械設備工事、それから17頁にある111番の新築電気設備工事の3件か。

事務局： その通り。

委員： 発注時期も同時期だったのか。

事務局： 建築工事と機械設備工事が同日の入札であり、電気工事が後日の入札であった。

委員： このような札の出し間違いは結構あるものか。

事務局： 通常はない。

委員長： 工事概要に鉄骨造2階建 建築面積とあるが、建築工事も含まれるということか。

事務局： 記載されている建築面積は、参考としてこの程度の建物に入るというものである。本件は機械設備だけの工事である。

委員： 2番の業者だが、建築工事に出すはずのものを機械設備工事に出したのではなく、両方に出したということは、機械設備工事についても資格があると判断して出したということか。

事務局： 建築工事に出すつもりだったものを、誤って機械設備工事に出してしまったということである。

委員： この業者は2つの案件に出した。建築工事は間違いではなくて、機械設備工事に出したものが間違いであった。それはどういう理由で間違ったのか。資格があるものと思って出したのか。

事務局： 資格要件は、業種については管のA級、代表については800点以上だが、この業者は建築の業者なので、今回の参加資格はない。単純に建築工事に入札しようとしたものを、間違って機械設備工事に入札してしまったということである。

委員： そもそも入札する意志がなかったということか。

事務局： 業者から間違って機械設備工事に札を入れてしまったという連絡があった。操作ミスをしたということである。電子入札は一度入札すると、取り消したり撤回したりできない仕組みになっている。この業者は管工事の建設業許可がないので受注はできない。関連の案件は、工事名が途中まで同一であるため、それが原因でミスをした可能性があると思う。

委員： それは取り消せないのか。

事務局： 紙入札で箱に入れたら戻せないのと同じで、電子入札も一度送信したら取り消

すことはできないし、撤回も変更もできない。

委員： 仮に資格があつて落札してしまい、工事ができないということになれば不誠実な行為として、取り消し処分、資格停止処分を受ける恐れはないのか。

事務局： この入札は事後審査を行うので、仮に資格を持っていても、技術者を配置できないということであれば、失格にする形をとっている。必ずしも故意でなければ不誠実な行為という形で処分するとは限らない。

委員長： 工種が管工事であるが、機械器具設置工事でもかまわないのではないか。管工事だけに限定する必要はなかったのではないか。

事務局： 工種的には重複する部分もある。併用ということも選択肢としてはあると思うが、今回は配管の部分のウェイトが高く、機械器具と対比する中では、主たる工事として管工事を選んだということである。

委員： 格付け等で代表構成員がA級、総合評価点 800 点以上という事を求めた。地域要件欄の設定理由のところに、800 点以上に該当する業者数が必要業者数 12 社を満たしていないということから要件を拡大したとあるが、800 点を設定した時点でこれを満たす業者が 12 社以上いないということが分からないものか。

事務局： それは分かる。

委員： 800 点以上に設定する意味は何か。

事務局： この工事は、比較的規模が大きく、工事内容に難しい部分もあり、通常のA級であれば 750 点でA級になるが、それよりも技術力、資本、信用などの高い業者の参加を望むというような形で 800 点という点数を、まずは設定をさせていただいた。その中で地域要件をどのように設けるかによって業者の数が変わってくるので、必要業者数を満たせるような地域要件を設定し、必要業者数を確保したという経過である。

委員： 業者が必要数いないのだから、何も 800 点以上を設定する必要がないのではないか。

事務局： 数だけを確保するのであれば点数を下げればよいが、工事の規模、質によって、技術力等のある業者に入っていただきたいというのがあった。そこでこの点数を設定させていただいた。

委員： 地域要件を拡大したから 800 点以上の業者が 12 社以上集まったといことか。

事務局： 結果とすればそうである。これだけの規模の工事であるので、技術力等のある業者に受注してもらいたいというのが基本的にあり、市内でそれが済めばよいが、それが済まない場合には裾を広げるということになる。

委員： 市内で業者数が足りない場合に地域要件を緩和するということであるが、緩和の順序はどのようになっているのか。市内で収まらない場合は県内か。

事務局： 市内本店というのが最初にあり、その次に市内に営業所を有する市外業者、これを準市内と呼んでいる。次に県内になるが、状況によっては下都賀地区を設定

する場合がある。順序は市内、準市内、下都賀、県内、県外という形で運用している。

委員： どの案件でもそのような処理をしているということか。

事務局： その通り。

委員長： 県内でだめなら首都圏、首都圏がだめなら日本全国ということも有りうる。IT関連あるいは環境関連はそうである。その他はいかがか。委員の皆様のご了解を頂いたということによろしいか。次の案件を伺う。

事務局： 抽出事案の3を説明する。

～資料に基づき、【抽出事案3】市道O109号線外 給水管布設工事の工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、入札参加業者数、落札金額、入札の経緯及び結果について説明～

委員長： 質問はあるか。

委員： 指名選考の理由を説明していただけるか。

事務局： 予定価格が500万円未満の工事は、指名競争入札で執行している。選考するにあたり、本市の入札参加資格を有する者が原則である。その中から市が定める指名の選考基準に基づき地理的な条件、施工能力等を勘案して選考している。この工事は500万円未満で、格付けはC級の工事になるが、地理的な条件を勘案している。例えば、栃木市は合併をして藤岡町から西方町まで南北に長いが、藤岡の工事を西方の業者が請け負う、指名をするということは、現場まで相当な距離があるので地理的な条件を考慮して、工事箇所に近い業者を指名することで対応している。ランクについては、施工能力等を考慮したうえで指名するものであり、状況によって、Cランクの業者が少ない場合には直近上位ランクの業者を指名する対応をしている。

委員： 西方と藤岡では確かに距離はあるが、合併後、例えば大平の工事を栃木市の業者が受注できるようになる場合、隣接する旧市町が受注できるようになる場合など考えられると思うが、今後も大平の工事は大平の業者、西方の工事は西方の業者という方針で実施していくのか。

事務局： この4月からは一般競争入札については500万円以上を対象としている。一般競争入札は、従来の市町の隔たりをなくして、栃木市内全域ということで地域要件を設定しているため、藤岡の工事であっても西方の業者が入札をするということは可能である。

委員： 500万未満はどうか。

事務局： 500万円未満の案件については、工事も小規模であることから、工事箇所に近く

基準のランクに相当する業者が施工することで、現地のことも地理的などころも十分把握しているし、現場の対応もスムーズにできるという観点から 500 万円未満の工事については、地理的な条件を考慮した上で対応している現状である。

委員： 500 万円未満の案件については、今後もこのような方針で実施するのか。

事務局： 検討していかなければならないところだと思う。

委員： 西方と藤岡を例に出すと分かるが、入札の条件で会社から現場までどのくらいの距離があつて、時間や燃料がかかるということは業者が独自に判断できるわけで、それでも応札したいという業者も中にはあるのではないかと思う。500 万未満も決めた基準で実施すると息苦しい感じがしないわけではない。

事務局： 今回については指名競争入札であつて、一般競争入札であれば、業者が公告をした要件をみて入札をするが、指名であるのでこちらで選考している状況である。

委員長： その他いかがか。これも委員の方のご了解を得たということによろしいか。最後に 4 番目の説明をお願いする。

事務局： 抽出事案の 4 を説明する。

～資料に基づき、【抽出事案 4】市道〇89 号線舗装復旧工事の工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、入札参加業者数、落札金額、入札の経緯及び結果について説明～

委員長： 質問はあるか。

委員： 復旧工事はそれほど難しい工事ではないと思うが、それに対して予定価格が適切に設定されているのかを伺いたい。最低価格での入札が多かったということは 360 万でも十分できるということだったと思うが、予定価格 462 万円はどのような形で設定されたのか。

事務局： 設計書を基に予定価格を設定している。設計については県で定めた標準の歩掛、単価表に基づいて積算をしているものであり、設計額に対しての予定価格であるので、適正な設計、それに伴い適正な予定価格という判断をしているところである。

委員： 関連だが、4 月から 9 月の案件の中で、舗装工事が 500 万未満で 11 件あるが、そのうちのこの案件ともう 1 件が最低価格での落札であり、残りの 9 件の落札率は 94%から 95%で、低いところでも 93%である。9 件がそういう状況で、格付けを見ても B や C で同じような工事ではないかと思うが、この 2 件だけが最低価格となってしまう。何か特別な理由があるのか。落札率が 94%から 95%の中で、この 2 件だけが 77%で最低制限価格となっている。

事務局： この状況を推察するに手持ち工事の状況等を勘案して、この工事に関する受注

意欲が高かったと考えられる。

委員： 市道の〇とつくのは、大平地域か。舗装案件の中でくじ引きとなっているのは、〇がついているところだけである。大平地域だけ仕事を欲しがっているということなのか。

委員長： 他の自治体でもそうだが、くじ引きが増えている。くじ引きは箱から棒を出すものか。

事務局： 電子入札に関しては、電子くじで行っているが、紙入札の場合は棒を引く形で行っている。

委員長： この案件について以上でよろしいか。この件も委員の方のご了解を得たということで、抽出案件の審議を終わりにしたいと思う。

(3) その他報告事項

1. 最低制限価格・低入札調査基準価格の事前公表の見直しについて

事後公表であったものを平成24年4月から事前公表とした。落札率の状況は、事後公表の平成23年度と事前公表の平成24年度を比較すると大きな差は見られず、事前公表は落札率を低下させる効果を生じていない。また、関係法令でも事後公表を要請していることから、平成25年10月より事後公表とした。

2. 談合情報の経過について

昨年6月19日に執行した市庁舎整備設計業務委託の談合に関する情報が市議会議員から提供されたが、情報の内容が入札案件名と落札業者のみであり、市は談合情報対応マニュアルの信ぴょう性の判断基準に基づき、談合情報には該当しないと判断した。議員は、議会で調査実施を要求したが、情報提供者を開示すれば実施するとの市の答弁に対し、第三者による委員会の場でないと情報提供者は明かせないというものであった。そのことを前回の入札適正化委員会にお諮りした。その結果、「公正入札調査委員会に談合情報対応マニュアルに沿った情報提供を行い、資料を整えたうえで審議する。」とのことであり、その旨を議員に伝えた。その後、6月13日の定例会一般質問において、調査経過と今後の考え方に対して質問があり、市としてできることは適切に対応してきたと答弁した。その後、7月5日に、議員への情報提供者名などが明らかにされたことから、7月31日と8月6日の両日、議員への情報提供者に対する事実確認を行った。ただその結果は、議員から提供された情報を事実として確認ができないものであった。その後、8月29日の公正入札調査委員会に、情報提供者からの事実確認の内容を報告し改めて審議したが、談合情報マニュアルの信ぴょう性の有無の判断を満たすものとは認められず、談合情報として取り扱わないとした。9月6日の定例会一般質問では、議員から公正入札調査委員会、入札適正化委員会等での審議の状況・

経過を問われたが、公正入札調査委員会での審議の結果、談合情報としては取り扱わず、具体的な調査は行わないと答弁したところである。

委員長： 説明と報告は委員会にかかわりがあった。3月8日の前年度の最後の適正化委員会で話を頂いた。その時は、個人名の特定はされなかったが、議員が談合情報をこの入札適正化委員会に提供して意見を述べたいという意向があるということであった。その時には、以下のように集約された。一、委員は市当局からの委託を受けている。二、市当局が関与できない情報は、審議の対象にしない。三、従って議員との直接接はしない。四、要件を満たした情報の提供を受けたものについて審議をする。結果として、議員の都合は受けないということであり、その結果がここに反映されているわけである。今後もその姿勢でもって市も適正な入札を進めて頂ければと思う。疑わしいところを一刀両断にできないところは、大変難しい問題ではあるが、よろしく願います。

～終了～